

子ども・子育て支援新制度について

～認定こども園・幼稚園（新制度移行幼稚園）概要～



『子ども・子育て支援新制度』とは、幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量」と「質」の両面から子どもが健やかに成長できる社会を、地域全体で実現するための新たな制度のことです。

支援の量を拡充！

- 子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じた多様な支援を行い、教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。
- 安心して子育てできるように、待機児童の解消に向け教育・保育の受け皿を増やします。

支援の質を向上！

- 子どもたちにより目が行き届くように、職員1人が担当する子どもの数を改善します。
- 職員の処遇改善を行い、職場への定着及び質の高い人材の確保を目指します。

教育・保育給付認定について

新制度に移行した幼稚園（以下「幼稚園」）・認定こども園・保育所等を利用する場合は、「**教育・保育給付認定**」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」は、必要に応じた教育・保育サービスを提供していくために、お子さまの年齢と保育の必要性の有無によって、1号、2号、3号認定のいずれかの区分に認定され、区分により利用できる園や時間が異なります。

1号認定 満3歳以上・教育標準時間認定

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用できる要件 制限なし

利用時間 14時頃までの教育時間のほか、必要に応じて教育時間前後の預かり保育（施設で設定）

認定こども園
幼稚園

年齢：3～5歳



2号認定 満3歳以上・保育認定

認定こども園
保育所

年齢：3～5歳



『認定こども園』

教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。

『保育所』

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用できる要件 共働き世帯などのため、家庭で保育のできない保護者

利用時間 14時頃までの教育時間プラス、朝・夕の保育（認定こども園）
朝から夕方までの保育（保育所）

3号認定 満3歳未満・保育認定

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用できる要件 共働き世帯などのため、家庭で保育のできない保護者

利用時間 朝から夕方までの保育

認定こども園

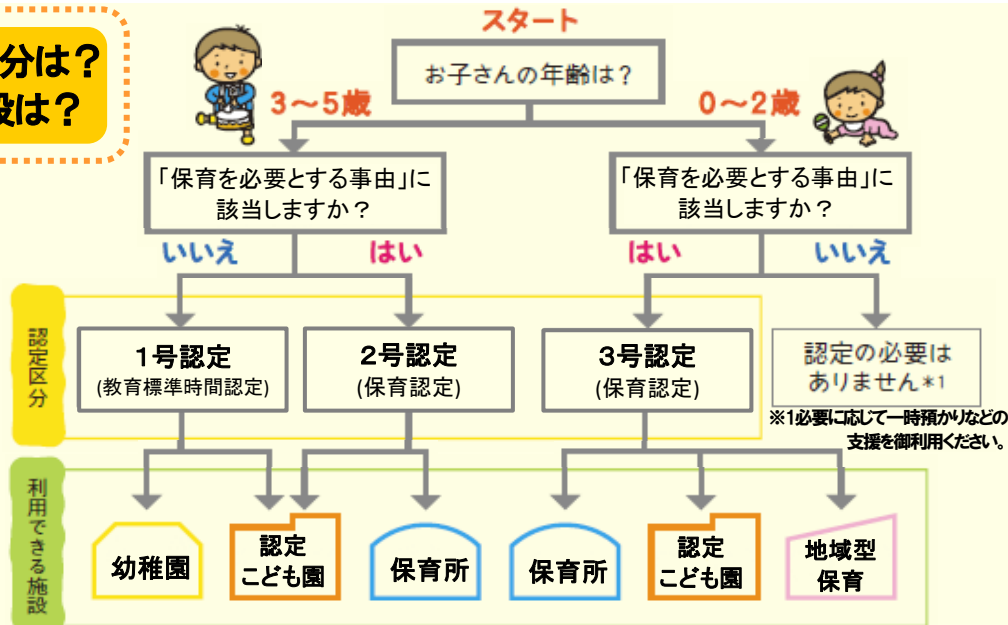
保育所

地域型保育事業等

年齢：0～2歳

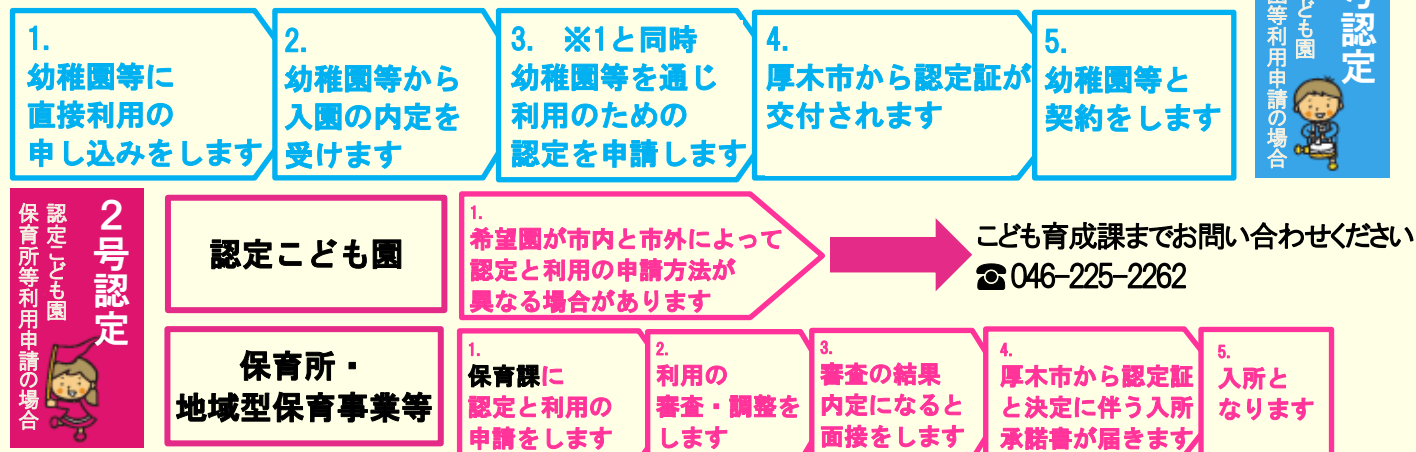


あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



● 共働き家庭等でも幼稚園を利用したい場合は？ → 共働きでも幼稚園での教育を希望される場合、1号認定を受けることが可能です。(タ方までの保育が必要な方は別途、預かり保育等を利用)

利用申請について



1 保育を必要とする事由 保護者の方が次のいずれかに該当する必要があります。

- ☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- ☐ 妊娠・出産
- ☐ 保護者の疾病・障がい
- ☐ 介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動中（起業準備含む）
- ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待・DV
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

就労要件の場合、最低基準
月64時間以上・週4日以上
を満たす必要があります。

2 保育の必要量 保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

a 「保育標準時間」利用

▶ 最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）

※週4日・月120時間程度の就労等

b 「保育短時間」利用

▶ 最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

※週4日・月64時間以上の就労等

	就労	妊娠・出産	疾病・障がい	介護・看護	災害復旧	求職	就学	虐待・DV	育児休業中の在園児継続利用
a	●	●	—	●	●	—	●	●	—
b	●	—	●	●	—	●	●	—	●

※保育期間、提出が必要な書類等の詳しい内容は担当課までお問合せいただくか、厚木市ホームページをご覧ください。

保育料について

令和元年10月から、3～5歳児クラス（年少～年長）及び1号認定の満3歳児の保育料が無償化されます。ただし、上乗せ徴収費、教材費、日用品費、行事費、給食費等は無償化の対象外です。

- 1 1号認定・2号認定は、保育料が無償となります。
- 2 3号認定の保育料は、保護者の所得(市町村民税所得割課税額)を基に算出されます。

★3歳の誕生日を迎えて最初の3月31日までにある2号認定子どもは、3号認定の保育料が適用になります。

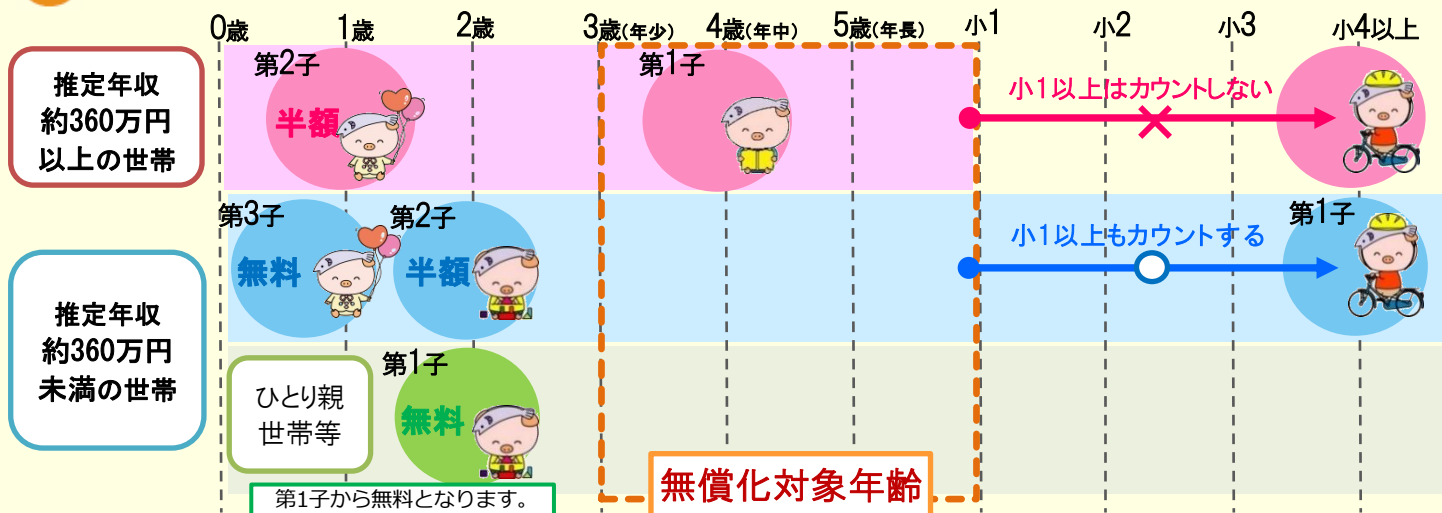
3号認定 階層区分 ※市町村民税所得割課税額			保育料(単位:円)	
			標準時間認定	短時間認定
A	生活保護世帯等		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C1	市町村民税均等割の額のみの世帯	ひとり親世帯等	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	6,500	6,300
C2	24,299円以下の世帯	ひとり親世帯等	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,200	8,000
C3	24,300円以上48,599円以下の世帯	ひとり親世帯等	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,800	8,600
C4	48,600円以上60,699円以下の世帯	ひとり親世帯等	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,000	10,800
C5	60,700円以上72,799円以下の世帯	ひとり親世帯等	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,100	12,800
C6	72,800円以上84,899円以下の世帯	77,100円以下であるひとり親世帯等	0	0
		77,100円以下であるひとり親世帯等以外の世帯	15,400	15,100
C7	84,900円以上96,999円以下の世帯		18,600	18,200
C8	97,000円以上114,999円以下の世帯		23,100	22,700
C9	115,000円以上132,999円以下の世帯		29,800	29,200
C10	133,000円以上150,999円以下の世帯		35,400	34,700
C11	151,000円以上168,999円以下の世帯		40,200	39,500
C12	169,000円以上201,999円以下の世帯		44,400	43,600
C13	202,000円以上234,999円以下の世帯		47,300	46,400
C14	235,000円以上267,999円以下の世帯		49,000	48,100
C15	268,000円以上300,999円以下の世帯		50,000	49,100
C16	301,000円以上332,999円以下の世帯		55,400	54,400
C17	333,000円以上364,999円以下の世帯		59,800	58,700
C18	365,000円以上396,999円以下の世帯		63,300	62,200
C19	397,000円以上503,999円以下の世帯		66,700	65,500
C20	504,000円以上の世帯		68,400	67,200

※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等、要保護者の属する世帯です。

※新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。(4～8月:前年度の課税額、9～3月:当年度の課税額)

※厚木市は、市独自で国基準の保育料より低く設定しています。

3 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります



※幼稚園、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

※年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。なお、年収は目安です。

一時預かり事業について

認定こども園、幼稚園は、在園児等の一時預かり事業を実施しています。保育の必要性がない方でも、平日の朝・夕方、夏休み・冬休み等も事由に関係なく、安心して子どもを預けることができます。※施設による。

対象事業

- 幼稚園型一時預かり事業（在園児対象）
- 一般型一時預かり事業（非在園児対象※園による）
- 園独自事業の未就園児クラスの預かり（非在園児対象※主に2歳児）

預かり保育給付について

認定こども園、幼稚園で教育・保育給付1号認定を受け、預かり保育を利用している場合、保育の必要性が認定されることで、利用日数に応じて給付を受けることができます。

利用できる要件

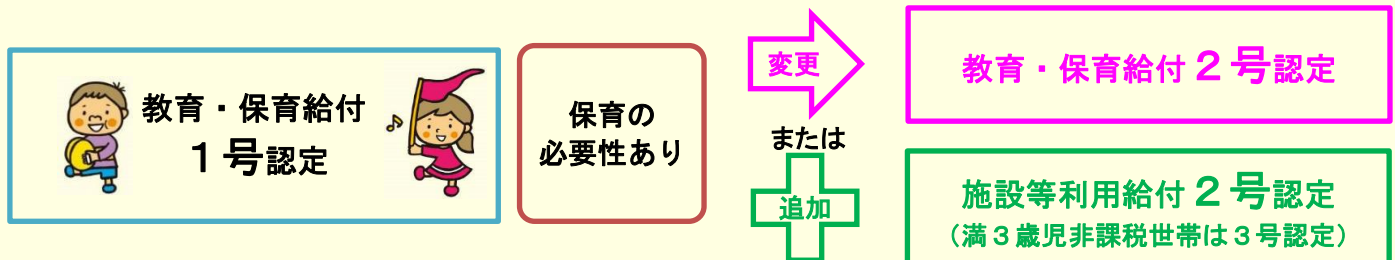
- 教育・保育給付1号認定を受けており、施設の預かり保育を利用している方
- 保育を必要とする事由に該当している方
- 子どもが満3歳児から5歳児（満3歳児の場合は市町村民税非課税世帯のみ）

給付額

- 450円×利用日数（月額上限11,300円、満3歳児上限16,300円）
- 預かり保育の支払額が上限額を下回る場合は、支払額が上限

給付認定

- 教育・保育給付1号認定とは別に、施設等利用給付2号認定が必要
- 満3歳児（非課税世帯のみ）は、施設等利用給付3号認定が必要



※認定こども園で教育・保育給付2号認定の就労要件である週4日以上を満たしていない方、月64時間以上就労している場合は施設等利用給付2号認定を受けることができます。

給食費について

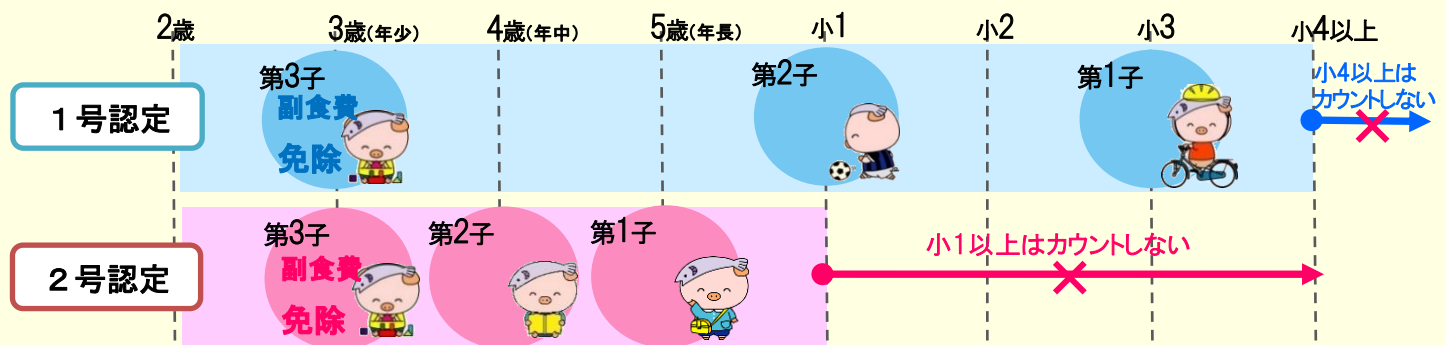
給食費は実費徴収ですが、一部の世帯で、副食費（おかず代）が免除になります。なお、保育料の徴収がある教育・保育給付3号認定は、主食費と副食費が保育料に含まれているため、給食費の実費徴収はありません。

対象費用

- 副食費（おかず代） ※主食費（お米・パンなど）は免除対象外

免除となる方

- 1号認定：市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯の方
- 2号認定：市町村民税所得割課税額57,699円以下の世帯の方（ひとり親世帯等は77,100円以下の世帯の方）
- 子どもが第3子以降の世帯の方（多子判定は下図参照）



■ 認定こども園、幼稚園のことは

こども育成課へ → ☎046-225-2262

■ 認可保育所、地域型保育等のことは

保育課へ → ☎046-225-2231

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 厚木市役所第二庁舎3階 こども育成課こども政策係